

和歌山工業高等専門学校体育施設使用規則

制 定 平成 元 年 7 月 1 日

最近改正 平成 1 8 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）の体育施設の使用許可の基準について定める。

2 この規則は、本校学生及び職員が、体育施設を学校行事及び保健体育の授業以外の目的に使用する場合に適用するものとする。

3 体育施設の使用は、前項の行事及び授業に支障を来さない場合に限り、許可することができる。

(施設)

第 2 条 この規則で体育施設とは、次に掲げる施設をいう。

- 一 体 育 館
- 二 武 道 館
- 三 グラウンド
- 四 野 球 場
- 五 球技コート
- 六 水泳プール
- 七 弓 道 場
- 八 その他前各号に付属した施設

(使用者及び使用目的)

第 3 条 体育施設の使用の使用者及び使用目的は、次のとおりとする。

- 一 本校学生が教科内特別活動として行う体育活動又は行事
- 二 本校学生が教科外に行う体育活動又は行事
- 三 本校職員が行う体育活動又は行事

(使用許可願)

第 4 条 体育施設の使用を希望する学生及び職員は、使用日の 4 日前までに施設・設備使用許可願（和歌山工業高等専門学校学生準則（以下「学生準則」という。）様式第 1 5 号）を学生課に提出し、校長の許可を得なければならない。ただし、学生準則第 3 3 条ただし書で使用を認められている場合は、この限りでない。

(体育施設の管理事務)

第 5 条 本校の体育施設の管理事務は、学生課において処理する。

(細則等)

第 6 条 体育施設の使用に関する細目は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成元年 7 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 4 3 年 7 月 1 日制定のプール管理規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成11年1月27日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。